

一般質問

町政の今を 問いたただす!



6議員が13項目の質問を行いました。

| ページ | 質問者 | 質問事項 |
|------|--------|----------------------------|
| 5 | 堀 辰雄議員 | ・ 森林環境譲与税の使い方 |
| | | ・ 町の活性化の具体策は |
| 5～6 | 小畑貞夫議員 | ・ 明神橋の改修計画はどうなってるのか |
| | | ・ 大阪狭山市との交流20周年をどう考えるのか |
| | | ・ 守りばかりに基金を活用するのではなく新たな政策に |
| 6～7 | 山本喜平議員 | ・ 災害時の事業者との協力・支援協定を |
| | | ・ 町営住宅の連帯保証人の廃止を |
| | | ・ 林道の舗装と維持管理の方向は |
| 8 | 井藤満人議員 | ・ 大規模災害発生後の対応の検討を |
| 8～9 | 原 孝文議員 | ・ グリーンキーパー基金の新たな活用を |
| | | ・ サル捕獲用大型オリの運用見直しを |
| | | ・ 転入者の地域社会への融和対策を |
| 9～10 | 龍田安廣議員 | ・ 新過疎法制定を積極的に国へ要望すべき |

議会での発言は「公言」です

議会や委員会は公の場であり、そこでの発言はすべて「公言」となります。議会終了後に議事録が作成され、一言一句保管され、公開の対象となります。

それゆえ、議員や町長、町職員の発言は、正確で品位があり、責任のもてる内容としなければなりません。

万一、誤った内容やプライバシーに抵触するような事項について発言してしまった場合は、議長に申し出て、議決により是正または抹消することができます。

個人を侮辱したり、公人としてふさわしくない発言をした時には、懲罰を受けることもあります。

もちろん、議会外でも議員や町職員は、このことに常に留意して行動・発言することが求められます。

1 森林環境譲与税の 使い方

多方面に使えるようにしたい



堀 辰雄議員

問 森林環境譲与税は、人工林を対象としているが、広義に使用してはどうか。例

えは、スギ、ヒノキ以外の植林に使ってはどうか。

また、林業先進地に職員を出向させ、勉強させてはどうか。

答 譲与税の用途については、間伐や路網整備といった森林整備に加え、森林整備をす

るための人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならぬとされている。しかし、まだ具体的な用途は示されておらず、国や県に働きかけて、広葉樹林等の植林整備に使えるよう努めたい。

問 町の活性化のため、町長と企画政策課は具体的にどういった行動をしているのか。

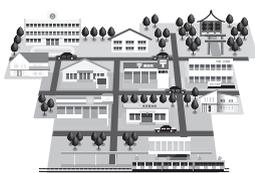
答 転入・転出など社会的要因による人口減少の抑止策として、県外からの移住を推進させるため、空き家の改修や片付け支援に対する助成をしている。

一方、少子化など自然的要因については、保育所の給食費無料化、紙おむつ費用助成、チャイルドシート助成、地域子育て支援センターの設置、学童保育の充実、不妊治療費の助成、婚活支援等に幅広く取り組んでおり、今後も住民の声に耳を傾け、魅力的な町づくりに尽力していく。



人工林の伐採

2 町の活性化の具体策は 魅力的な町づくりに 取り組む



問 寒川土居地区の朔日川に架かる明神橋は、昭和10年に架設された橋梁である。本町の橋梁長寿命化調査でも調査されたが、その結果からどのよう



小畑 貞夫議員

1 明神橋の改修計画は どうなってるのか

補修を進めながら災害対策を講じる

な対策を検討する予定か。土居地区の中心的役割を担う橋梁である。中央部の橋脚が河川を阻害しているため、増水時には心配されている。現在の構造令では一径間で架けるべき橋梁である。

橋梁長寿命化計画との兼ね合いの中で、改修計画を問う。

答 現在の河川構造令には適合していないが、平成27年度の橋梁点検結果では、当面の共用に問題はない。しかし、将来的には断面修復工や表面保護工などの補修が必要である。本橋梁を架け替えるとなると、家屋の立ち退き等も発生し、多額の財源も必要となる。

今後は、災害対策として河床整備や河川障害物の撤去などを県に要望しながら、担当課職員に注視させていく。



寒川地内の明神橋

2 大阪狭山市との 交流20周年を どう考えるのか

全町的交流として
バックアップしていく

問 大阪狭山市との
友好都市交流は、旧美
山村当時から始まった
事業であり、平成12年
5月に調印されて現在
に至っている。

大阪狭山市との
交流は、旧美山村
当時から始まった
事業であり、平成
12年5月に調印
されて現在に至
っている。

楽部・絆の星」の青少
年活動へと繋がって
いる。

そうした中で、来年
度は交流20周年とな
る。本町としても何ら
かの事業を検討する必
要がある。大阪狭山市
との更なる交流強化を
進めるために本町とし
て、どう考えているの
か。今後、新たな交流
を進めるつもりがある
のか。

答 住民主体の交流
は大変重要と考えてい
る。今後も町としても
バックアップしていく。
これまでの交流は旧
美山村が中心となって
来たが、全町的な交流
についても検討してい
く。

3 守りばかりに基金を 活用するのではなく 新たな政策に

まだまだ財政的には
楽観できていない

問 合併当時は9億
円程度だった財政調整
基金も令和元年には35
億円になっている。今
までの町の見解では、
今後の町の財政状況
から20年は大丈夫とか、
今後20億円必要とかの
回答であった。それら
全ての回答はネガティ
ブ要素が多い。

今後こんなネガ
ティブ的な基金として
の価値観を持って運営
するのか。

本町の基金の目的は
何なのか。新たな政策
を考えて使うことも考
えるべきではないのか
守りからばかりでは、
未来は生まれない。

答 財政調整基金は、
経済情勢や災害など財

源不足が生じた場合に
経費に充てるものであ
る。そもそも町として、
基金をポジティブ、
ネガティブという捉え
方を持ち合わせていな
い。

1 災害時の事業者との 協力・支援協定を 地元事業者と協定を 結ぶことも検討したい



山本喜平議員

問 本町は25団体と
の間で、災害時の相互
支援協定を締結してい
る。道路・水道・ガス

などのライフライン、
避難所、老人福祉、流
通、廃棄物処理などの
団体である。

今後、地元で事業を
営んでいる事業者にも
呼びかけ、協力・支援
の協定を結ぶ考えはな
いのか。

【答】 新たに1団体と締結したので、26団体と相互応援協定を締結している。

建設業協同組合や水道協会など町内事業者で組織する団体や、町内事業者も加盟している県レベルなどの団体が主だ。組合や団体では加盟事業者間の協力的体制もとられている。個人経営的な事業者としては、電気店やガソリンスタンド、小売店、

飲食店などが考えられる。大規模災害が発生した際、より早く復興するためには町一丸となつて対応しなければならぬことから、地元事業者と協定を結ぶことは大事なことだ。災害発生時に必要となる対応などを整理し、協力いただける個人事業者などあれば、検討したい。

帯保証人2名が必要で、内1名は町内に住所を有する人とされている。本町でも町営住宅の連帯保証人制度の廃止を検討すべきではないのか。

【答】 今般の公営住宅の契約に係る連帯保証人の見直しについては、20年4月1日に施行される民法の一部改正（一定範囲に属する不特定の債務を保証する個人契約では、上限額を定めなければ無効となる）と国土交通省通知、公営住宅管理標準条例（案）が改正されたことに伴うものだ。20年4月に向けて、本町の公営住宅の入居に際し、関係法令を踏まえつつ、滞納のリスクを勘案し、残置物の撤去にも対応できる連帯保証人の見直しを検討したい。

2 町営住宅の連帯保証人の廃止を

20年4月に向けて、見直しを検討したい

【問】 国土交通省は、18年3月公営住宅管理標準条例（案）を改正し、保証人規定を削除した。各都道府県に通知し、市町村にも報告されていると聞いている。公営住宅の入居を申し込むには、連

3 林道の舗装と維持管理の方向は

有利な補助事業等を活用しながら順次進める



舗装や改良が待たれる林道

【問】 舗装が相当進んだとはいえ、未舗装の林道が残っている。降雨のたびに路面が荒れ、路肩が侵食されている。整備を急ぐべきではないか。

【答】 町が管理している林道67路線約192kmの内、連絡線形路線が21路線119km、突っ込み路線が46路線73kmとなっている。舗装工は、連絡路線は18路線で完了し、残る3路線が工事中で、22年度には完了を予定

また、林道の維持管理に森林環境譲与税は活用できないのか。また、林道の維持管理している。突っ込み路線では、25路線39kmの舗装ができており、残りの未舗装区間は34kmとなっている。

舗装路線でも、法面の崩壊や落石、横断溝の詰まりなどがある。の詰まりなどがある。管理しやすい工法や修繕を検討すべきではないか。

また、林道の維持管理している。突っ込み路線では、25路線39kmの舗装ができており、残りの未舗装区間は34kmとなっている。

林道の大半は、法面保護工が未整備であり、19年度より1路線の法面保護工事に着手し、20年度より新たに1路線を計画している。舗装や法面保護については、有利な補助事



井藤満人議員

1 大規模災害発生後の 対応の検討を

被災状況を想定し、
マニュアル化していきたい

業等を活用しながら順次進める。
森林環境譲与税は、
現行の事業、維持管理
の財源の付け替えとし
て活用できないとなっ
ている。

問 県・町道等で山崩れによる集落の孤立化に対する対策は。各地域での被災状況の把握をどうするのか。無線対応は可能か。倒木等による電力・通信の不通への対応は。被災した住民の救急搬送はどう対応するのか。町消防団の救援・救助活動はどこまでできるか。

答 山崩れによる各集落の孤立化対策として、町建設業組合と応急対策業務の協定を締結しており、早期復旧対応を行う。被災状況の把握は、職員の巡回、区長や住民からの通報により努めている。無線機は地区集会所等19カ所に設置済である。電力・通信の復旧状況は各事業者の情報により住民に周知してい



心配される、山崩れによる孤立化

く。被災者の救急搬送は、消防や自主防災組織の協力を求めている。消防団でも救助・救出活動を展開していく。町内19カ所にヘリの発着予定箇所を指定している。物資の輸送は、自衛隊にも協力を要請することを想定している。

問 合併前の旧町村名のついた基金について、一本化や新たな活用を求めてきた。多くが改善されてきたが、「美山村グリーンキーパー21支援事業基金」はそのままとなっている。

答 林業作業員の育成と定着を目的に、平成7年から13年間の限定で、作業員の給料や手当、福利費等を2分の1助成するために設置した基金であるが、運用の方法が現状にそぐわなくなっている。若い方を雇い入れるなかで、待遇の改善等には必要なことであり、今後、森林組合と協議しながら、元々の目的や考え方をできるだけ



原 孝文議員

1

グリーンキーパー 基金の新たな活用を

森林組合と協議して
改正していきたい

おり、基金の目的は現在も必要性をもっている。

基金残高が、まだ430万円余りあることから、現行の森林行政に則した条例に改正し、運用をはかるべきでないか。

踏襲した形で、条例規定を改正していきたい。

必要なことを何度か指摘してきた。

サルは減るどころか、ますます広域化しており、本町の産業にとって大打撃となっている。

移動には、一定の労力や餌付けも必要となってくるが、きめの細かい本気の取り組みがあるのではないか。

2 サル捕獲用大型オリの運用見直しを 移動を含め、柔軟な対応をしていく

【答】 組立型オリの特徴を生かし、捕獲効果が薄れた場合はオリの管理者や地域と十分協議

議した上で、被害の多発地や通り道、また次に向かうであろう畑の周辺に設置していくなど、柔軟な対応を考えている。当面、年明けぐらいに1基を移動する予定だ。

サルの人慣れが進み、被害は減るところかますます広域化、集団化している。この大型オリ以外にも支援を強めており、今後、新たな防護方法などにも支援していきたい。

【問】 本町には、県からの借用を含め6基のオリが設置されているが、月日の経過とともに捕獲効果が薄れてきている。

このことは、サルの学習能力の高さを考える時、当初から予測されていたことであり、オリの移動等の対策が



サル捕獲用大型オリ

3 転入者の地域社会への融和対策を

さらに丁寧な説明や地域対応をしていく

【問】 人口減少を食い止めることを最重要課題と位置付ける本町に

とって、転入者の増加は喜ばしいことである。

しかし、うまく居住地域に溶け込んできているのか、いささか不安を感じる事例を聞く。

中山間の集落にとって、転入者は「希望」であるが、昔から永々と融和をもとにした地域社会の形成を行ってきたことは、今後何事につけ大事なことであり、守っていかねばならない。

個人の権利を侵害することはできないが、転入者の願望をよく聞くとともに、田舎での生活で発生する様々な事柄を理解、納得して

もらう作業を強めることが求められるのではないか。それを地域と共有することも必要ではないのか。

【答】 去年度は約80件の移住相談があり、その内面談まで進んだのは半数程度で、実際に移住されたのは8世帯だった。

担当者との面談では、地域活動への参加や田舎の暮らし方について丁寧に説明し、理解させている。

今後も更に丁寧な説明に心がけるとともに、地域との意思疎通にも対応していきたい。

1 新過疎法制定を積極的に関へ

要望すべき

引き続き要望している



龍田安廣議員

定された過疎対策立法のもとで、各種の対策が講じられてきた。現行法は、令和3年3月末に期限となる。

【問】 昭和45年以来、4次にわたり、議員立法・時限立法として制

過疎関係の市町村は、新たな法制定を求めている。議会としても要

望活動を行い、前向きな回答を得ている。町長も、積極的に国へ要望すべきと思うが、現状はどうか。

【答】 本町も、道路等の生活環境の整備には補助事業に加え、有利な起債である過疎債を活用し、財源確保に努めている。また、ソフト事業では、新築住宅取得事業など若者定住促進にも活用している。過疎地域に指定されている自治体は、過疎法は均衡のとれた政策遂行に不可欠である。県町村会並びに全国町村会において、これまでの過疎地域の努力と役割を踏まえた振興を図られるよう現行法に引き続き新たな法律を制度化すること、過疎町村の意見を十分反映することの要望書を国に提出している。

原孝文議員ダブル表彰

原孝文議員が、町村議会議員で35年以上の在職者として「総務大臣感謝状」と、議会議員として30年以上の在職者として「全国町村議会議長会創立70周年記念表彰」を受賞されました。

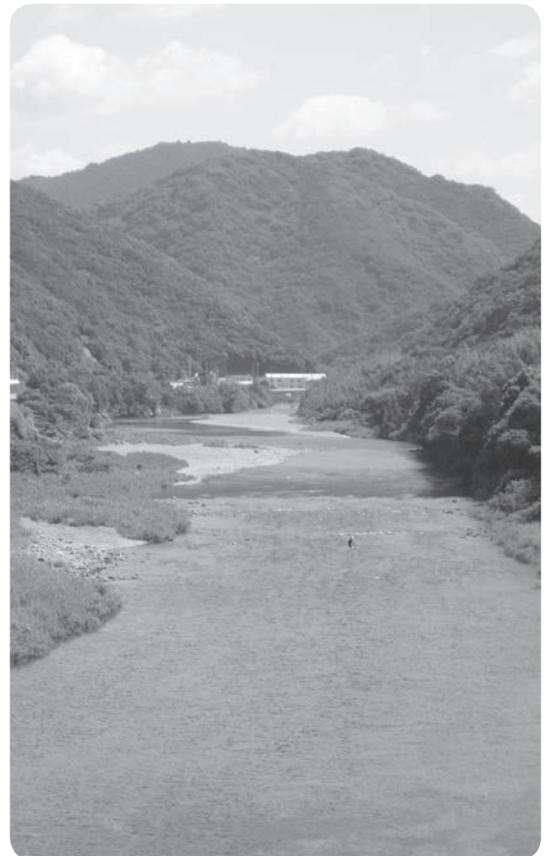
この表彰は、長年の議会活動を通じ、地方自治に大きな役割を果たしたことに對するものです。

定例議会冒頭、熊谷



重美議長より表彰状の

伝達が行われました。



新過疎法の制定を !!

鳥取県伯耆町議会、三重県南伊勢町議会が視察来町

10月24日に鳥取県伯耆町議会の教育民生常任委員会が、本町の「特定健診受診勧奨の取り組み」を学ぼうと来町されました。

また、11月18日には、三重県南伊勢町議会の教育民生常任委員会が「子育て支援等の取り組み」を学ぼうと来町されました。

